

市内指定就労継続支援B型事業所 管理者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長

就労継続支援B型事業における目標工賃達成加算(Ⅲ)及び工賃加算の届出について（通知）

日頃より本市の障害福祉施策の推進に格段の御理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算のうち、目標工賃達成加算(Ⅲ)（以下「加算①」という。）につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」により、

- ・事業所が前年度に利用者に対して支払った工賃額が前年度の各都道府県の施設種別平均工賃を超えていること
- ・県が作成する「工賃向上計画」に積極的に参加し、自らも「工賃向上計画」を作成し、計画に基づく取り組みを実施していること
- ・原則として前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること

が算定要件となります。

この度、加算①の算定要件である、神奈川県の平成28年度の施設種別平均工賃額（10,652円）が確定しましたので、上記要件を満たし、加算①に該当する事業所は、以下のとおり届出を行ってください。

なお、加算①が該当する事業所は、平成29年4月サービス提供分から遡って算定することとなりますので、過誤再請求の調整を行う等、適切に処理いただきますようお願いいたします。

また、標記加算のうち、本市単独加算である工賃加算（以下「加算②」という。）につきましては、「川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準」により、目標工賃達成加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の要件のうち「前年度の工賃実績が、前々年度の工賃実績以上」の要件に該当しないが、他の全ての要件に該当することが算定要件となります。

加算②は算定対象月を10月～3月に設定していること、加算①の算定可否がわからないと申請できない事業所があることから、年度当初の加算算定申請とは別に申請をいただいています。

この度、上記の通り加算①の算定要件が確定しましたので、加算②の要件を満たす事業所は、以下の通り申請してください。

なお、加算②が該当となる事業所は、遡及して過誤再請求を行う必要はありません。

1 対象事業所

○加算①：指定就労継続支援B型事業所のうち、加算①の算定要件に該当する事業所

（※今年度、目標工賃達成加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定している事業所及び加算①に該当しない事業所は、届出を行う必要はありません。）

○加算②：指定就労継続支援B型事業所のうち、目標工賃達成加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の要件の「前年度の工賃実績が、前々年度の工賃実績以上」に該当しないが、他の全ての要件に該当する事業所

2 必要書類

届出に必要な書類は以下の掲載先よりダウンロードしてください。

加算①②共通：「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→「1. 川崎市からのお知らせ」→「2017/09/15付け、平成29年度目標工賃達成加算（Ⅲ）届出及び工賃加算の申請について」

3 提出期限

平成29年9月29日（金）必着（〆切り厳守）

※ 国保連への請求は平成29年10月以降にお願いします。

※ 平成29年10月に加算①の過誤再請求を行う場合は、過誤申立書をFAXで平成29年9月29日（金）必着でお送りください。

4 届出方法

御郵送又は御持参（左記以外は不可）

5 提出先

○御郵送の場合

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

○御持参の場合

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

○宛先

加算①：川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課**事業者指定担当** 宛

加算②：川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課**課給付係** 宛

※同一法人内で加算①と加算②を算定する事業所があり、同一の封筒で提出する場合は、封筒内で提出先が明確にわかるようにしてください（混在した場合、書類の紛れにより事務処理が遅れる可能性があります）

〔
障害計画課事業者指定担当
電話 044(200)2927
FAX 044(200)3932
〕